

外務省

送第二三五號

朝鮮國政府ハ國政改革ニ伴ヒ改曆ノ必要ヲ
感シ向後正朔ヲ改メ太陽曆ヲ用ユルト、相成
即チ来ル開國五百四年十一月十七日ヲ以テ開國
五百五年一月一日ト爲ス旨去月二十九日勅詔發
布相成候趣日國外務大臣ヨリ通知有之也
小村辦理公使ヨリ申越被問右及通報也
明治廿六年十一月八日

外務大臣臨時代理

文部大臣佐野西園寺公望



内閣總理大臣佐野伊藤博文殿

外二二七

外乙二一七

内閣府議決大正十一年十月九日

内閣府議決大正十一年十月九日



明治廿八年十月九日
内閣書記官
内閣總理大臣
内閣書記官長
外務大臣
陸軍大臣
海軍大臣
文部大臣
司法大臣
農商務大臣
大藏大臣
逓信大臣
黒田議長

外乙二一七

明治廿八年十月九日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

外務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

司法大臣

農商務大臣

大藏大臣

逓信大臣

黒田議長

外務大臣報告朝鮮國政府ハ改歴ノ必要
ヲ感シ向後正朔ヲ改メ太陽歴ヲ用エルコト
ト相成詔勅發布相成タル件

右田覽ニ供ス

（送第二三九號）

露國政府ノレベリヤニ於テん陸軍擴張ノ件ニ
付別紙ノ通り西公使ヨリ報告有之候間為付
参考右寫及申送付也

明治二十八年十一月十三日

外務大臣臨時代理

文部大臣候爵西園寺公望



内閣総理大臣候爵伊藤博文殿

外務省

乙二九

外務省